

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
1	人権教育及び人権啓発																		
1	(1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進																		
1	(1) ① 学校における人権教育の推進																		
1	(1) ① ア. 発達段階に応じた人権教育の推進																		
1	(1)	①	ア	1	○教育活動全体を通じて、発達段階に応じた人権尊重理念の理解の促進及び自尊感情に根ざした豊かな人間性の育成 ○様々な人権問題の正しい理解とその解決に向けた学習の推進	●児童生徒の発達の段階に応じた人権教育の推進	学校教育課	継続	1	○全教職員による全教育活動を通じた計画的・継続的な指導	—	—	○各校が発達段階や各校の実態に合わせて人権教育全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、基底的指導、間接的指導、直接的指導を行い、人権教育の推進を図った。	A	一人一人の考えを尊重する態度を育てている	【評価・確認】 道徳科における、父母・教父母への尊敬や感謝の気持ち・高齢者に対する思いやりやいたわりの気持ちを育む計画をおこなったことがありました。すばらしいと思いました。 継続できるのか。	○各校が発達段階や各校の実態に合わせて人権教育全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、基底的指導、間接的指導、直接的指導を行い、人権教育の推進を図ります。	—	○全教職員による全教育活動を通じた計画的・継続的な指導
						●人権問題の正しい理解と解決に向けた学習の計画的な実施		継続	1	○各教科等の特性を生かした人権尊重の意識を高める指導	—	—	○年間指導計画に直接的指導を実施する時間を位置づけ、具体的な人権問題を取上げ、正しい理解と解決に向けた学習を実施した。	A		○具体的な人権問題として、栃木県教育委員会作成の「人権教育の手引」に示されている問題（女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、災害に伴う人権問題、アイヌの人々、系を継いで出所した人、性的指向・性自認に関わる人権問題、ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題、北朝鮮当局による拉致問題等）を扱う授業を行い、正しい理解と解決に向けた学習を実施し、差別解消を図るための資質・能力を育成します。	—	○各教科等の特性を生かした人権尊重の意識を高める指導	
						●道徳教育の充実（心を育てる学校教育の日）		継続	1	○道徳教育の要である道徳科における指導の充実 ○心を育てる学校教育の日・年1回「心を育てる学校教育の日（週間）」を各校で設定し、実施・公開する。	—	—	○各学校において、「心を育てる学校教育の日（週間）」を設定し、授業公開等を実施した。 ○学校優待等で、保護者や地域への周知・啓発を行った。 ○職員研修を実施し、道徳科の指導の充実を図った。	A		○各校の実態に応じて、各教科等の年間指導計画に直接的指導を実施する時間を位置づけています。	—	○道徳教育の要である道徳科における指導の充実 ○心を育てる学校教育の日・年1回「心を育てる学校教育の日（週間）」を各校で設定し、実施・公開する。	
1	(1) ① イ. 学習内容及び指導方法の改善・充実																		
1	(1)	①	イ	2	○人権教育の視点からとらえた指導内容や指導方法の改善・充実 ○共感的理解を図る指導や明るい展望の持てる指導の工夫及び資料の整備・活用 ○一人一人を大切にしたい学級運営	●人権教育指導計画（校内の年間計画）の整備・改善	学校教育課	継続	2	○人権教育指導計画（校内の年間計画）の修正・改善・整備	—	—	○各校で整備・改善をし、下都賀地区人権教育研究会で共有した。	B	人権教育計画の見直しを行った	【確認】 前年の担当課回答に、人権教育推進の手引きの内容について、時代の変化への対応として、近年顕在化している人権問題の内容が追加されたところがある、その内容を説明してください。	○「時代の変化への対応へ向けて」には、令和4年度に、パワーハラスメント、ヘイトスピーチやSNS上での誹謗中傷などが追加されています。	—	○人権教育指導計画（校内の年間計画）の修正・改善・整備の継続。
						●教育研究所による指導方法の研究・開発		継続	2	○人権教育研究員による研究・開発・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等	年8回	年8回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の編集・発行。	A				○人権教育研究員による研究・開発・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等	
1	(1) ① ウ. 教職員の資質・能力の向上																		
1	(1)	①	ウ	3	○すべての教職員が人権尊重の理念についての理解と認識を深め、実践的な指導力を高めるための研修の充実 ○課題を明確にし、その解決を図るための一貫した人権教育の推進	●小山市人権教育主任研修会	学校教育課	継続	3	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○各校での人権教育を確実に推進するため、本計画の概要や小山市学校教育計画の内容を確認した。	A	すべての学校で、学校生活の中での具体的な場面を取り出して考えるなど、教職員の人権意識を高めるような研修を行った。	【確認】 教職員間で実施した人権感覚についてのアンケートの結果はどのようなものだったのでしょうか。 【確認】 小山市は近隣自治体と比較して、人権の専門教員が少ないとの話しを聞きますが、実態はどうなのでしょう。 ○小山市では、他の市町と同様に各校に人権教育主任がおります。人権教育主任を中心に、各校での人権教育の取組や校内研修、中学校ブロックの人権教育研修会等を行っています。	○人権感覚のアンケートでは、高い人権感覚をもっているという結果が出ています。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
						●人権教育に係る校内研修の充実		継続	3	○「令和5(2023)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認	—	—	○人権週間等の期間に、各校の課題に合った研修を実施した。					—	○「令和5(2023)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認
						●中学校ブロック人権教育研修会の実施		継続	3	○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。					—	○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施
						●教職員向け人権教育研修資料「なかよし」の作成		継続	3	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付	年2回	年2回	○校内研修で活用しやすいよう、こどもの人権について取り上げ、教職員の人権感覚を磨くような内容で作成した。					年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
1	(1)	②	家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進																
1	(1)	②	ア. 生涯にわたる学習機会の提供																
1	(1)	②	ア	4	○人権学習を取り入れた学級・講座の開設及びボランティア等の体験活動機会の充実 ○参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発 ○指導者研修の充実・指導者の養成と資質の向上	●集会所講座	生涯学習課	継続	4	○網戸中坪集会所ふれあい体操講座 ○押切集会所ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座	各講座 年12回	各講座 年12回	○人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で3講座を実施。それぞれの開講式に合わせ人権学習の機会を設けた。延べ参加者数：395名	A	参加者に合わせ、参加体験型の手法を取り入れた。	【確認】 集会所講座の開校式に合わせた人権学習の内容を教えてください。	○ワークショップ形式で実施しました。具体的には、アイスブレーキング（雰囲気をはかせる活動）の後、無意識の思い込みや決めつけが人権侵害につながる可能性があることに触れ、メインアクティビティー「はい？いいえ？どっちにする？」を通じ、互いを尊重し、固定観念や偏見にとらわれずに、物事を幅広く見ることの大切さについて理解を深めました。	各講座 年12回	○網戸中坪集会所ふれあい体操講座 ○押切集会所ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座
						●さわか人権学習会（出前講座）		継続	4	○中央公民館 宮沢賢治を読む（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 家庭教育学級 ○生井公民館 高齢者学級 ○寒川公民館 高齢者学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級 ○ポケットの会 乳幼児保護者	年7回	年10回	○公民館等からの要請に基づき、様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的な感想が寄せられた。参加者数：202名			○今年度末をもって4集会所のうち3集会所が廃止となる予定です。残る1集会所にて2講座を実施する予定です。	年8回	○中央公民館（外部） ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級（外部） ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級（外部） ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級（外部）	
						●人権教育指導者一般研修		継続	4	人権講演会と兼ねて実施予定	年1回	年1回	○人権講演会と兼ねて実施。小・中・義務教育学校の教職員に参加要請を行い、54名が参加し、性的少数者（LGBTQ）の人権問題等について学んだ。			年1回	○人権講演会と兼ねて実施予定		
1	(1)	②	イ. 家庭や地域の教育力の向上																
1	(1)	②	イ	5	○家庭や地域が人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に学習できる機会の提供	●まちづくり出前講座	人権・男女共同参画課	継続	5	○出前講座についてPRし、実施を進める。 講座名 「人権について考える～誰もが尊重される社会を目指して～」	—	—	○まちづくり出前講座の依頼件数 0件	B	新しい人権課題である、性的マイノリティへの理解やパートナーシップ宣誓制度・アウティング禁止についてとりあげた。	【確認】 出前講座のPRはどのようにしていますか。 【改善】 おすの講座として、公民館等にPRしてはどうでしょうか。 【確認】 出前講座の実施周知に改善点はないか。 【改善】 出前講座の改善と工夫を求めます	○出前講座につきましては、昨年度も当該への依頼はない状況ですが、生涯学習課では、各公民館等の出前講座を毎年実施しております。 2課で同じような講座を開設している現状から、今後は生涯学習課と人権に関する講座のあり方を検討していきたいと考えております。	—	○人権についての出前講座は、生涯学習課 人権教育係で実施しており、今後の実施のあり方について検討していく。
						●人権啓発パンフレットによる啓発		継続	5	○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 ○HP・SNS等を活用した啓発に努める。	—	—	○多様な性のあり方に関するリーフレット「色とりどりの性のあり方」を2,000部作成、関係機関等に配布し啓発。			○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 ○HP・SNS等を活用した啓発に努める。			
						●さわか人権学習会（出前講座）	生涯学習課	継続	6	○中央公民館（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 家庭教育学級 ○生井公民館 高齢者学級 ○寒川公民館 高齢者学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級 ○ポケットの会 乳幼児保護者	年7回	年10回	○公民館等からの要請に基づき、様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的な感想が寄せられた。参加者数：202名	A	身近なところから人権の大切さや気づくような展開の工夫と、相手の意見を傾聴する関係づくりを努めた。	【評価】 肯定的な感想を得られたことは、活動の成果として良かったと思います。 【確認】 実績報告について具体例をあげていただきました。 【改善】 学校からの要請というより、全ての学校を対象として、可能な回数に増やして順番に開催してはどうでしょうか。 【確認】 学校での人権学習会の各学校と各参加者数を説明してください。 【評価】 親子で参加できるワークショップ形式は良いと思います。	○公民館において生涯学習課職員が講師となっており、日常生活に暮らす身近な人権問題、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）等を取り上げた。また、外部講師を招聘した人権学習会では、人権相談コンサートや人権落語を企画し、親しみながら人権について考える機会となりました。 ○各学校では、学校の実態に応じ、当該校の教員が講師になったり外部講師を招聘したりして、人権について学習機会を設けています。また、人権擁護委員による人権講話も行われています。そうしたことを踏まえ、学校の実情を尊重し、要望のあった学校での出前授業を継続するとともに、学校に対し、一つの学習機会として出前授業を周知を図ります。	年8回	○中央公民館（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 女性学級 ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級（外部講師） ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級（外部講師）
						●人権学習会・研修会（学校等）		継続	6	未定（学校からの要請による）	年5回	年4回	○学校からの要請に基づき、児童・保護者対象に人権について講話を行った。その際、親しみやすく、かつ分かりやすいようにプレゼンソフトやワークショップ方式を取り入れた。参加者数：1190名			○穂積小150名、小山城南中650名、小山一小300名、大谷南小90名	年5回	未定（学校からの要請による）	

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次	事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
1	(1)	②	ウ	市民への人権啓発の推進															
1	(1)	②	ウ	6	○市民が主体的に参加し、人権尊重の理解を深められるイベントの実施 ○内容・手法に工夫を凝らし、市民の意識・関心を喚起する啓発活動の実施 ○人権啓発資料の作成・配布及び広報活動の推進	●人権擁護委員と連携した啓発活動	人権・男女共同参画課	継続	7	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。 (小山城北小、若木小、間々田小、網戸小、豊田小、穂積小、羽川小) ○子ども向け人権学習会(なかよし学習会)の実施(城北児童センター) ○人権標語募集：毎年小学校3校を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を作成する。	—	—	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施。 (小山城北小、若木小、間々田小、網戸小、豊田小、穂積小、羽川小) ○子ども向け人権学習会(なかよし学習会)の実施(城北児童センター) ○人権標語募集：毎年小学校3～4校(羽川小、羽川西小、菅橋小、納義務教育学校)を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を各学校へ設置。	A	人権擁護委員による講話の実施では、小学生でも理解できるようにやさしい文章に配慮し、身近なところから人権尊重の大切さを考えられるよう工夫した。また、人権標語の公表をすることで、市民への啓発を実施した。	【評価】 小学校が人権講話等に協力的でありたい。 【確認】 市役所1階多目的スペースのパネル展示等の内容や啓発効果を説明してください。	○市役所多目的スペースへの来庁者を対象とし、多数の方の目にとまる機会ができました。特に、人権標語で表彰された作品を見ていただけたことは、よい啓発となり、PRができたと考えます。今後とも、より多くの方の目にとまり、人権について考えるきっかけとなるよう、パネル展示を継続していくとともに、ホームページやSNSを利用した配信についても積極的に実施したいと考えております。	—	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。 (小山第三小、東城南小、大谷北小、乙女小、寒川小、中小、納義務) ○子ども向け人権学習会(なかよし学習会)の実施(城南児童センター) ○人権標語募集：毎年小学校3校を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を作成する。
						●人権啓発パンフレットの作成	継続	7	○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定	—	—	○多様な性のあり方に関するリーフレット「色とりどりの性のあり方」を2,000部作成、関係機関等に配布し啓発。	【確認】 リーフレット「色とりどり…」のQはQueerの意味もあるが、なぜ説明を掲載しないのですか。			○今回のパンフレットでは、性は多様であり、様々な性のあり方が存在することを説明したものです。そのため、性のあり方を決められない、決めたくない、わからない等の人としてQuestioningに掲載させていただきました。 本分野では様々な用語や表現があるため、今後も適切な情報提供ができるよう注意し啓発を行ってまいります。	—	○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定	
						●人権講演会の開催	継続	8	○講師 杉山 文野 氏(トランスジェンダー) 演題「生きづらさ」を乗り越え、幸せになるためのヒント～ダブルハッピー～ 辛さが2倍なら楽しさも2倍～」 期日 8月18日(金) 会場 市文化センター小ホール *大ホール工事期間中	未実施	参加者満足度99%	○杉山文野氏を講師に「生きづらさを乗り越え、幸せになるためのヒント～ダブルハッピー～辛さが2倍なら楽しさも2倍～」をテーマに講演会を開催した。LGBT理解増進法の成立や小山市パートナーシップ宣誓制度の導入といったタイムリーな時期に当事者の話を聴く貴重な機会となり、参加者から「とてもよかった(76%)」「よかった(23%)」の回答を得た。 参加者数：250名	A			啓発紙の作成に当たっては、全てにルビをふるなど、誰もが読みやすい工夫した。また、冒頭に「多様性」について考える4コマ漫画を配置し、親しみやすい紙面構成とした。	参加者満足度90%	○講師 渡部 陽一 氏(戦場カメラマン) 演題「戦場の現場から祈りを捧ぐ ～命の大切さ 互いを愛し、敬いあうこと～」 期日 8月20日(火) 会場 文化センター大ホール	
						●啓発リーフレット「おやま」の作成(全戸配布)	継続	8	○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。 内容は、L G B T Qほか。	年1回	年1回	○12月1日広報おやまの配布に合わせ全戸配布した。内容は人権講演会のテーマとリンクさせ、現代的課題の一つである性的少数者(LGBTQ)の人権について取り上げた。 作成部数：58,000部					年1回	○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。内容は「戦争と人権」「アイヌの人々の人権(高橋房治氏の紹介)」ほか。	
						●ホームページ「生涯学習課人権教育」の更新	継続	8	○随時更新	年13回	年7回	○人権講演会、人権啓発リーフレット、保護者向け人権啓発紙、人権啓発DVD等について情報を掲載した。					年10回	○随時更新	

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
1	(1)	③	企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進																
1	(1)	③	7	○企業や団体等における人権啓発研修への講師派遣等、自主的な教育・啓発活動に対する支援	●企業のイベントにおける人権擁護委員との協働による啓発の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○小山市農業祭、コマツや富士通のフェスティバルなどに出向いて、来場者に人権啓発パンフレット等を配布して啓発する。	—	—	○小山市農業祭、野木町産業祭11月11日(土)、コマツフェスティバル11月12日(日)の来場者に人権啓発パンフレット等を配布し啓発した。	A	市民が多数参加するイベントで、子ども向け、大人向け啓発物品を用意し、全ての層の方へ人権意識の啓発を行えるよう工夫した。				—	○小山市農業祭、コマツや富士通のフェスティバルなどに出向いて、来場者に人権啓発パンフレット等を配布して啓発活動を実施。
					●企業に向けた啓発資料配布		新規	9	○人権啓発パンフレットを企業に配布する。	—	—	○ワークライフバランス認定事業所を対象に、人権啓発パンフレットを配布した。					—	○人権啓発パンフレットを企業に配布する。	
					●企業・団体の人権研修への講師派遣	生涯学習課	継続	10	○太陽生命 人権研修	年1回	—	○日程調整がつかず未実施。 ※人権啓発クリアファイルを独自に作成し市内企業に配付。	B	アンコンジャスバイアスや人権三法等について取り上げた。	【要望】 個人情報保護法改正の研修を要望します。	○関係課による研修内容との重複について確認の上、検討します。	年1回	未定（企業からの要請による）	
					●市職員研修への講師派遣		継続	12	○新任係長級人権研修 5月11日(木) ○新採用職員人権研修 7月5日(水) ○初級職員人権研修 7月27日(木)	年3回	年3回	○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員（採用3年目）を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。 参加者数：150名				年4回	○新任係長級人権研修 5月9日(木) ○新採用職員人権研修 7月3日(水) ○初級職員人権研修 8月1日(木)・29日(木)		
1	(2)	特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進																	
1	(2)	①	行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発																
1	(2)	①	8	○人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への人権研修や講演会の実施 ○関係機関が行う研修等への支援	●特定職業従事者人権研修会の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。	—	—	○「特定職業従事者人権研修会」の開催 R6.1.22「障害者と人権」～すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して～ 講師 長瀬 修 氏【立命館大学生存学研究所 上席研究員】65名参加 参加者：市職員56名、人権擁護委員5名、男女共同参画推進協議会2名、新小山市民病院2名	B	「特定職業従事者人権研修会」では、令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行されることにもない、国の基本方針も見直されたことから、「障害者と人権」を取り上げた。また、職員だけでなく関係機関からも参加者を募り、人権意識の高揚・啓発を図った。	【確認】 医療福祉従事者等の参加者数を説明してください。	○特定職業従事者とは、人権に関わりの深い特定の職業に従事する方で、主に、行政、消防、医療、福祉関係で、人権尊重の理念を十分に理解したうえで、業務にあたる必要がある方を対象としております。 特定職業従事者人権研修会では、医療福祉従事者として、新小山市民病院職員2名に参加いただきました。またテーマが「障害者と人権」であったことから、障がい児者基幹相談支援センターから4名の参加をいただきました。	—	○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。	
					●下都賀地区人権フォーラムへの参加	継続	11	○下都賀地区人権フォーラムに市職員が参加し、人権意識の高揚を図る。	—	—	○下都賀地区人権フォーラム6月8日(木)へ参加し、人権意識の高揚を図った。 参加者：市職員12名	—					○下都賀地区人権フォーラム6月13日(木)に市職員が参加し、人権意識の高揚を図る。		
					●人権運動団体主催の研修会への参加	継続	11	○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。	—	—	○第19回栃木県人権研究会6月24日(土) ○第24回栃木県ヒューマンライツセミナー11月9日(木) ○部落解放第55回東日本研究会7月5日(水) ○部落解放愛する会栃木県連合会11月21日(月)	—					○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。		
					●人権教育指導者一般研修	継続	12	○人権講演会と兼ねて実施予定	年1回	年1回	○人権講演会と兼ねて実施。 小・中・義務教育学校の教職員に参加要請を行い、54名が参加し、性的少数者（LGBTQ）の人権問題等について学んだ。				年1回	○人権講演会と兼ねて実施予定			

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画	
						●市職員研修への講師派遣 (職員研修所と連携)	生涯学習課	継続	12	○新任係長級人権研修 5月11日(木) ○新採用職員人権研修 7月5日(水) ○初級職員人権研修 7月27日(木)	年2回	年3回	○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員(採用3年目)を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。 参加者数:150名	A	「子どもの人権」「インターネットと人権」「人間関係づくり」など、時宜に合った人権課題を意図的に取り上げた。	【要望】 アンコンシャスバイアス等について研修を行って頂きたい。	○アンコンシャスバイアス並びにマイクロアグレッションについて、今年度の研修に随時取り入れているところです。	年4回	○新任係長級人権研修 5月9日(木) ○新採用職員人権研修 7月3日(水) ○初級職員人権研修 8月1日(木)・29日(木)
						●中学校区ブロック人権教育研修会等講師派遣		継続	12	未定(学校からの要請による)	年2回	年4回	○4つの中学校ブロックからの要請に基づき教職員対象の人権研修に講師として講話等を行った。 参加者数:271名				年3回	未定(学校からの要請による)	
						●教職員対象人権研修への講師派遣		継続	12	○市人権教育研修会 直接的指導指導案検討 8月2日(水)	年1回	年1回	○市人権教育研修会 学校教育課と連携し、直接的指導に係る学習指導案の検討会において指導助言を行った。				—	担当職員の任用が指導主事から任期付職員に変更になったことを受け、本研修会への参加を見送ることになったため。	
3 分野別課題																			
3	1	男女の人権																	
3	1	①	男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上																
3	1	①	11		○男女共同参画への理解を深めるための研修会・講演会の開催 ○多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進	●男女共同参画に関する啓発誌(Harmony)の発行	継続	15	○74号発行 (11月1日 55,500部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号への差込による全戸配布 ○啓発誌のデジタル化の検討	—	—	○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)の発行 (74号11/1発行 55,500部) ・市内全戸配布。広報おやま11月号に差込。本庁舎、各公民館、図書館等へ設置、ワーク・ライフ・バランス推進事業者・市内保育所・保育園・認定こども園・幼稚園に配布 ○Harmonyオンライン 第1回目配信 R6.1	B	情報誌作成やセミナー等を開催する際は、人権に配慮した内容とした。セミナー等の周知には、様々な媒体を活用した。	【評価】 昨年の10月8日の男女共同参画フェアは、学生の参加やトークセッションなど工夫が見られた。 【確認】 広報媒体が多様化し、様々なSNSを利用した配信に取り組まれているようですが、その内容について説明してください。 【評価】 男女共同参画をもっと理解していただくために、左記のようなセミナーはとても良いと思います。	○Harmonyオンラインはボランティアの市民編集委員により作成され、男女共同参画に関する情報を市HPに掲載しています。 第1回目は令和6年2月15日配信しました。 内容は、ワーク・ライフ・バランス推進認定事業者の紹介、男女共同参画フェアを掲載いたしました。 また、X、Facebookを活用して、Harmonyオンラインの案内や各種セミナーの参加者募集、男女共同参画フェアの案内を配信しております。	—	○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)5号発行 (11月1日 5,000部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号時に班回覧 ○Harmonyオンライン配信	
						●男女共同参画フェアの開催	継続	15	○20回記念 男女共同参画フェア 10/8 10時～15時 市役所1階多目的ホール	—	—	○第20回記念 男女共同参画フェアにじいろおやまフェス2023～多様性を認め合う新しい社会へ～(201名参加) ・スペシャルトークセッション「〇〇らしさ、ってなんだ？」 ゲスト：岸本 石南英雄 ・白鷺大学生のミニトークショー「君たちはどう働くか？-これからのWLBを考える」 ・ヒックマルシェ企画ステージ「みらいへ～楽しく学ぼう～」 ・啓発誌「みらい」を読んだ中学生の感想展示 ・白鷺大学生によるWLB企業インタービューポスターパネル展示 ・読解さワークララー					—	○第21回男女共同参画フェア 6/29 10時～15時 市役所1階多目的ホール	
						●男女共同参画に関するセミナー・講座の開催	継続	15	○人生100年時代を有意義に過ごすための終活セミナー(6/29) ○女性のための再就職支援セミナー ○男性の家庭参画支援セミナー ○おやままちづくり出前講座	—	—	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー「スマホ教室」講師：宮澤誠(6/29 6名参加) ○パパの家事育児スキルアップセミナー「君に贈るメッセージ 読み聞かせセミナー」講師：紙芝居NOTE(3/24 純芝居朗読劇 子30名 保護者40名 セミナー 子20名 保護者23名参加) ○おやままちづくり出前講座「男女共同参画を学ぼう」(7/3城南中200名 9/14総裁塾教育学校26名 12/12豊川公民館194名 1/24大谷中194名) 「あなたらしく生きるヒントを見つけるWLB」(2/6豊田公民館 雪中止)					—	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー ○女性のための再就職支援セミナー ○男性の家庭参画支援セミナー ○おやままちづくり出前講座	

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
						●各種媒体を活用した広報・啓発		継続	15	—	—	○広報おやま・市ホームページ・市SNS等の活用 ○行政テレビ・おーラジの活用 ○啓発誌「みらい」の活用					—	○広報おやま・市ホームページ・市SNS・行政テレビ・おーラジ等の活用 ○啓発誌「みらい」の活用
3	1	①	12	○女性の社会参加の促進	★審議会等における女性委員の割合の向上		人権・男女共同参画課	継続	16	★37.8%	★37.5%	○女性委員登用率調査(4～5月) ○庁内電子掲示板等を活用し、毎月初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施				○令和5年度の認定農業者共同申請は7件でした。そのうち配偶者の申請は2件で、その他は親子や兄弟の申請でした。(農政課確認)	★40%以上 60%以下	○女性委員登用率調査(4月) 庁内電子掲示板等を活用し、年度初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施
					●市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上			継続	16	30.9%	30.30%	○市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上 ・市職員の管理監督職(係長職以上)に占める女性の割合 令和5年4月1日現在 30.3%(管理監督職総数271名中女性82名) (参考)市職員の管理職(課長以上)に占める女性の割合 令和5年4月1日現在 18.3%(管理職総数71名中女性13名) ○小山市・結城市女性職員研修「女性リーダー研修～ワーク・ライフ・バランス実現のために～」講師 行木陽子(11/6 22名参加)			【要望】 男女共同参画の理念のもと、市役所でも女性管理職が増えるのは良いと思うが、女性に対する処遇の不充分さがあるように思う。より責任ある行動がとれるような女性監督職を育成するために、女性に対する処遇を進めるべき。	○当市では「第2期小山市職員女性活躍推進行動計画」に基づき、管理監督職に占める女性職員の割合目標を30%と設定しており、今年度は30.2%となっている。管理監督職に求められる能力や資質の向上については、対象職員への研修等を通して磨きに努めており、今後も責任感をもって職務にあたる管理監督職の育成を進めていきたい。(職員課確認)	○女性職員結の会セミナーの実施および結城市女性職員との交流会	
					●女性のエンパワーメント支援事業			継続	16	—	—	○政治分野への女性活躍応援セミナー「議員×若者『これからの小山』を話そう」講師：工藤敬子(2/3 14名参加 議員10名) ○明日のビジネスを担うリーダー塾 講師：篠原和香子(2/8 15名参加2/25 12名参加)				—	○政治分野への女性活躍応援セミナー ○明日のビジネスを担うリーダー塾	
					●男性の家庭参画推進事業			継続	16	—	—	○パパの家育児スキルアップセミナー「君に贈るメッセージ」読み聞かせセミナー パパのイイね！を集めよう！」講師：紙芝居NOTET(3/24 紙芝居朗読劇 子30名 保護者40名 セミナー 子20名 保護者23名参加)				—	○男性向けの家庭参画支援セミナー	
3	1	①	12	○女性の社会参加の促進	●おやまイクボス協議会登録事業所の拡大		人権・男女共同参画課	継続	16	74社	79社	○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催					84社	○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	1	①		13		●男女共同参画の視点に立った学校教育 ○男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ○男女共同参画の理解促進のための教職員研修等の充実	学校教育課	継続	17	○社会科（公民）、技術家庭、学級活動、総合的な学習の時間等での直接的指導 ○グループ編成や係決定の際の男女の固定的なイメージや役割意識を持たないような配慮や指導 ○男女混合名簿の使用、学校生活や行事等における呼名の配慮	—	—	○学級活動や社会科、総合的な学習の時間等の授業において人権課題を取り上げ、直接的指導を行った。 ○性別にかかわらず、個人の特性や特技を生かせるような係分担、役割を意識した学級経営を行った。 ○男女混合名簿を使用した。 ○式典等における呼名の際は、「～さん」という呼び方に統一している。	A	日々の生活の中に人権教育がちりばめられていることに留意し、直接的指導だけでなく、	【評価】 学校区ごとのワークジョブの様子（しらすき館での実施）をTVおよびで拝見しました。児童・生徒が意見を発表している姿に感心しました。 【確認】 令和5年6月にLGBT理解増進法が交付・施行されましたが、それに伴い、何か取組みはされていますか？ 【確認】 実績中の「児童生徒の男女混合名簿の使用・呼名の配慮」について、いつ頃から、どんな実態で行っているのか、数年前と現状の様子、将来的には、学校生活では「さん」で統一を目指しているのか等、もう少し詳細をお聞かせたい。	○LGBT理解増進法の施行に伴い、それに係る資料をグループウェアのキャビネット内に格納し、学校での研修等に生かしてもらえよう啓発をしています。	—	○社会科（公民）、技術家庭、学級活動、総合的な学習の時間等での直接的指導 ○グループ編成や係決定の際の男女の固定的なイメージや役割意識を持たないような配慮や指導 ○男女混合名簿の使用、学校生活や行事等における呼名の配慮
3	1	②	男女の人権の尊重																
3	1	②	ア. 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発																
3	1	②	ア	14		●DV防止啓発活動（小山市パープルリボン運動） ○女性に対する暴力を根絶するための教育及び啓発活動の推進 ○各種広報媒体を活用した相談窓口や支援制度の周知	人権・男女共同参画課	継続	18	○11月を小山市パープルリボン運動月間として啓発・DV防止啓発研修会の開催 ・パープルリボン・パープルリボンを活用した啓発 ○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知	—	—	○11月パープルリボン運動の実施・女性に対する暴力をなくすパープルリボン運動の周知 ・パープルリボンツリーの設置・パープルリボンの配布（本庁、男女共同参画センターほか全16カ所） ・DV相談カード、相談窓口を掲載したチラシの配布。 ・展示啓発（本庁 中央図書館） ○DV防止啓発研修会の実施 「モラルハラスメントの被害者の影響とその理解～すべての人が安心して暮らせる社会のために～」講師：藤平裕子（11/15 31名参加）	B	DV相談カードは公共施設等の女性トイレ内に設置することで、被害女性が手取りやすく、加害者くわかりやすいようにしている。	【確認】 DVは犯罪ですが、DV相談で刑事事件の対象となった事例は、小山市でどれほどあるのか把握されていますか。 また、若者に対し、DVは犯罪で、慰謝料を払うことになることも周知しているのですか。 【確認】 困難な問題を抱える女性への支援については、市内の関係課や栃木県のほか民間団体や関係機関との連携が必要になります。人権・男女共同参画課では、女性カウンセラーおよび女性弁護士の専門家による相談や、その他の相談窓口の周知に努め、関係課等と連携し、困難な問題を抱える女性への支援を継続してまいります。	○DV相談カードには小山市・県内の相談先10か所が掲載されています。小山市の令和5年度の相談でDVカードを提出して相談した方は0名とのことでした。（子育て家庭支援課確認） ○DV相談カードは、小山市や県内の女性の相談窓口を掲載しています。男性の相談窓口は県内でも少なく、情報誌Harmonyにはとちぎ男女共同参画センターの電話相談を掲載しています。今後、周知方法を検討してまいります。	—	○11月を小山市パープルリボン運動月間として啓発・パープルリボン・パープルリボンを活用した啓発・DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知
					●児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発		継続	18	○「デートDV防止啓発研修」（7/31開催） ○デートDV防止啓発のための冊子配布（中学校3年生・義務教育学校9年生・教職員に配布）	—	—	○デートDV防止啓発研修「その恋、本当に大丈夫？～学生のうちに知っておきたい、デートDV・性暴力のこと～」講師：丸山文子（7/31 20名参加） ○デートDV防止啓発冊子の配布 「すてきな関係を築くために大切なこと」 中学3年生及び義務教育学校9年生・教職員 1,638冊			また、若者に対して、DVは犯罪で、慰謝料を払うことになることも周知しているのですか。	○小山市の令和5年度の相談で加害者が逮捕、拘留となった事例を1件把握しているとのことでした。（子育て家庭支援課確認） また、若年層である中学3年生にデートDV防止啓発誌を配布し、啓発に努めているところですが、犯罪及び慰謝料に関する記載はありませんでした。今後、中学校にデートDV防止出前講座を行う際に犯罪等について周知してまいります。	—	○デートDV防止啓発研修 ○デートDV防止啓発冊子配布	
					●相談窓口や支援制度の周知		継続	18	○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知	—	—	○DV相談カードの設置・配布（市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等） ・情報誌Harmonyでの掲載 ・イベント時の啓発（農業祭）					○困難な問題を抱える女性への支援については、市内の関係課や栃木県のほか民間団体や関係機関との連携が必要になります。人権・男女共同参画課では、女性カウンセラーおよび女性弁護士の専門家による相談や、その他の相談窓口の周知に努め、関係課等と連携し、困難な問題を抱える女性への支援を継続してまいります。	—	○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

[illegible]

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	1	②	ウ	17	○性に關して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発 ○性や性差の正しい認識を深め、自尊感情を高め、自己決定能力を養うための事業の実施	●思春期保健講座の実施	子育て家庭支援課（健康増進課より移管）	継続	24	市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定校：小山中、間々田中、小山第三中、乙女中、小山城南中、絹義務教育学校の計6校	思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校7校	計7校	○「思春期保健講座」：7校 受講者合計1,001名 【大谷中、小山第三中、絹義務教育学校、小山中、間々田中、乙女中、小山城南中】	A	「性的欲求の男女差」という表現をやめ、性の多様性を説明した上で、性的欲求も一人ひとり異なるため、互いの気持ちを尊重する大切さを伝えた。	【確認】令和5年6月にLGBT理解増進法が交付・施行されましたが、何か取組みはされていますか。	○講話の中で、性の多様性を説明した上で、性的マイノリティの人たちがいるから性が多様なのではなく、自分自身もその多様な性をもつ一人であると理解することが大切であると伝えています。	思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校計9校	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：9校
						●中学生ピアカウンセリングの実施		継続	24	市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定校：小山中、間々田中、小山第三中、乙女中、小山城南中、絹義務教育学校の計6校	ピアカウンセリング事業：市内中学校3校及びアルカディア計4箇所		○「中学生ピアカウンセリング」：3か所 受講者合計145名 【小山第二中、美田中、小山市教育支援センター（アルカディア）】	A	LGBTQについて、ロールプレイを取り入れた説明を追加した。		○性の多様性とその種類について説明した上で、ロールプレイを取り入れて理解を促している。	ピアカウンセリング事業：市内中学校及びアルカディア3箇所程度	○市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー（自治医科大学ピア部）による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設
3	9	性的マイノリティの人権【新規】																	
3	9	① 性的マイノリティへの理解のための教育・啓発の推進【新規】																	
3	9	① ア. 偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進【新規】																	
3	9	①	ア	56	【新規】 ○性的マイノリティへの理解のため人権啓発の推進	★特定職業従事者人権研修会の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○市職員及び関係機関に対する研修会を開催し、性の多様性について啓発する。 「特定職業従事者人権研修会」の実施	★年1回開催	★年1回開催	○「特定職業従事者人権研修会」の開催 R6.1.22「障害者と人権」をとりあげた。 （R5年度は、8月に人権講演会にて「性的マイノリティ」をとりあげているため、今回の研修では障害者についてとりあげた。）	B	「人権啓発パンフレット」では、性的マイノリティをとりあげ、アウティングをしないことについても記載した。性のあり方についてわかりやすく記載するようにした。	【要望】市役所内に誰にでも使いやすいトイレがあるが、もっとアピールすべき。トランスジェンダーへの理解を広めるためにも腕より始めようと思います。	○誰にでも使いやすいトイレは、高齢者や障がい者をはじめ、異性介助者や幼児連れの方など、様々な方が利用できるトイレです。様々な方が利用できることで、トランスジェンダーということを知られることなく利用することができます。 庁舎内で、当事者から問合せがあった際には、本人の意思を尊重した対応がとれるよう職員向けハンドブックにて周知しておりますが、今後も、周知啓発を実施してまいります。	★年2回開催	○市職員及び関係機関に対する研修会を開催し、性の多様性について啓発する。 「特定職業従事者人権研修会」の実施
					●性の多様性に関する啓発			新規	新規	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発	—	—	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発					—	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発
					●性的マイノリティに関する正しい理解のための啓発（市民・事業所等）			新規	新規	○研修会の開催	—	—	○性の多様性に関して市民向けの啓発パンフレットを作成					—	○研修会の開催

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画	
3	9	①	イ. 個人の尊重【新規】																
3	9	①	イ	57	○学校教育における性的マイノリティに対する配慮と正しい理解の促進	●学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解の促進	学校教育課	継続	88	○研修や研修資料等での啓発	—	—	○人権教育主任研修会で、市が作成した「職員・教職員のための多様な性に関するハンドブック」を紹介し、性の多様性について取上げ、各校での取組をお願いした。	B	各校で性的マイノリティを正しく理解した上で一人一人に応じた支援ができるよう、ハンドブックを紹介し、活用を促した。			—	○研修や研修資料等での啓発
						●人権教育主任研修会の実施		継続	88	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施し、性的マイノリティの人権に対して取り組み市の新規事業等について説明した。					年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
						●中学校ブロック人権教育研修会の実施		継続	88	○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。					—	○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施
3	9	②	相談支援体制の充実【新規】																
3	9	②		58	【新規】 ○性的マイノリティへの支援体制づくり	●行政サービスにおける対応の推進	人権・男女共同参画課	継続	87	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティの相談窓口」 栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいろダイヤル』開設：第1・3金曜 17:30～19:30	—	—	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティ」の相談があった際は窓口を案内。 栃木県の性的マイノリティの相談窓口 『とちぎにじいろダイヤル』開設：第1・3金曜 17:30～19:30 ・「男性の相談窓口」を掲載 『男の電話相談』開設：月・水曜 17:30～19:30（パルティ）	A	パートナーシップ宣誓制度を導入後、実際に受付する際の手順や注意点をまとめたものを作成し、宣誓者に対し、スムーズに対応できるように態勢を整えた。	【確認】 相談実績の有無について確認したい。 【確認】 LGBT理解増進法が施行後、取組の強化と変更点を説明してください。	○栃木県の性的マイノリティの相談窓口『とちぎにじいろダイヤル』の令和5年度相談実績件数は54件でした。 （栃木県人権・男女共同参画課 確認） 小山市で性的マイノリティの関係の相談問合せがあった場合は『とちぎにじいろダイヤル』をご案内しております。令和5年度に小山市からご案内した事業はありませんでした。 ○令和5年4月にパートナーシップ宣誓制度を導入し1年経過しました。その間、他市事例等を調査し、宣誓した方へのメリットを増やす方向で、庁内への調査を実施していくことを検討しております。さらに寄り添った制度となるよう対応できればと考えております。	—	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティの相談窓口」 栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいろダイヤル』開設：第1・3金曜 17:30～19:30
						●職員・教職員向けガイドラインの作成		新規	新規	○市職員・教職員向けガイドラインを作成し、周知する。 令和5年1月完成、運用開始	—	—	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、応対等を行った。					—	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、応対等を行う。
						●パートナーシップ宣誓制度の導入		新規	新規	○パートナーシップ宣誓制度の導入 令和5年4月1日導入、市要綱による運用開始	—	—	○3件の宣誓を受付した ○受付をスムーズに行えるよう、受付マニュアルを作成した。					—	○制度のサービス内容の充実等について検討・実施していく。

【令和6年度審議 25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R6)	令和6年度事業計画	
3	12	災害に伴う人権問題																	
3	12	①	人権尊重の視点に立った被災者支援																
3	12	①	65	○女性・高齢者・障がい者等の被災者の視点に立った支援体制づくり ○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	●女性・高齢者・障がい者等の具体的な避難対応策の構築	危機管理課	新規	新規	○令和4年に決定した方針をタイムラインに反映し、職員に周知することで、職員全員の意識の共有を行う。	—	—	○要配慮者等の避難行動に配慮し、日中のうちに避難できるように避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒しで発令できる方針を決定したことから、小山市職員向けタイムラインにおいて【第1次警戒体制】では「避難が必要な状況が夜間・早期の場合は、高齢者等避難の発令を見越して、第2次体制への早期移行を検討。」、【第2次警戒体制】では「避難が必要な状況が夜間・早期の場合は、早期に避難指示の発令判断」の文言を追加し、関東に台風が上陸する恐れがある際などは、事前に職員にタイムラインを周知し、意識の統一を図った。	A	【要望】 避難所の設置・運営にあたっては、障がい者の特性について理解できる人材を配置してほしい。区画割なども要支援者への注意が必要だと思います。	○保健師の人員に限りがあることから、事前に保健師ごとに担当地区を設定し、避難所が開設された際は、保健師による避難所の巡回対応を行うこととなっております。また、大規模災害発生時にはDMAT（災害派遣福祉チーム）や災害時応援協定による派遣等によりケア体制を整えてまいります。避難所内は、避難者同士の施設運営がスムーズに進むよう自治会単位でグループ分けすることを基本としますが、高齢者や乳幼児などの要配慮者がいる世帯は、まとめで配置するなどの配慮をすることを、避難所運営マニュアルで推奨しております。また、避難所生活が困難な方については、福祉避難所を開設することで対応するほか、開館時間内において、小山市児童センターに就学児と保護者を受け入れることで避難所生活における心理的負担の軽減を目的として、協定を締結しております。	—	○引き続き、台風接近時等は庁内掲示板を活用し、早期から注意を呼び掛けるとともにタイムラインを示すことで、発災時に速やかに体制を構築する。 ○要配慮者等の避難行動に配慮し、日中のうちに避難できるように避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒しで発令する。		
					●女性・災害時要配慮者向けの避難所備蓄品の充実		継続	86	○令和4年度の方針変更を基に、プライベートテント、乳幼児用ミルク、備蓄ゼリー等の整備を進める。	—	—	○更衣室や授乳室等に使用するプライベートテントは、女性への配慮及びジェンダーフリーの観点等から、令和4年度の方針変更（各避難所1張→3張）に基づき整備を進めた。 ○乳幼児用ミルク ・固形タイプ：480食 ・粉ミルク（アレルギー対応）：108食 ・液体ミルク：96食 ○幼児や高齢者など避難能力の弱い避難者向け備蓄ゼリー ・400食 ○また、社会情勢や避難者ニーズに柔軟に対応できるよう、必要性を検討し品目等の見直しを図った。	A		○令和6年3月に、災害への備えやハザードマップを掲載した防災ガイドブックを治水対策課と発行し、全戸配布を行っております。その他、引き続き、出前講座等による防災講話や各種訓練の実施等、防災意識の向上に努めてまいります。	—	○方針の実現に向け、引き続き、計画的にプライベートテントの整備に取り組んでいく。 ○女性や要配慮者用の防災備蓄品の開発等に注視し、ニーズに合った備蓄に柔軟に対応していく。		
					●男女共同参画の視点に立った避難所等の運営		新規	新規	○女性視点のみならず現在のジェンダーフリー思想に配慮した避難所運営に関する訓練項目を盛り込んだ避難所開設訓練を実施する。	—	—	○女性、乳幼児、高齢者、障がい者のほかジェンダーフリーに配慮した避難所の区画割やプライベートテントの活用方法等に関する項目を盛り込んだ避難所開設・運営訓練を実施した。	B		○災害時の要配慮者における避難については、個別避難計画として、福祉総務課が所管しており、現状の把握及び対応に努めているところです。	—	○実災害時の避難所における女性やジェンダーフリーに関する情報収集を図る。 ○今後も、女性の視点やジェンダーフリー等に配慮した項目を取り入れた訓練を継続して実施する。		
					●避難所従事者への女性の積極的な登用		新規	新規	○職員課に対して、避難所対応職員のリスト作成の際は地域防災計画に基づき避難所ごとに1名以上の女性職員を配置するよう継続して依頼する。	—	—	○避難所への女性職員の配置については、小山市地域防災計画に基づき、職員課においてあらかじめ避難所開設時派遣職員名簿（各避難所3名）を作成しており、全避難所58箇所のうち9割以上の避難所において、初期対応から女性職員1名以上が配置される体制を整えた。	B		○避難所運営において、令和6年4月の改正個人情報保護法に伴う対応の変更はありません。避難所が開設される際に、初期対応を行う職員に対し、毎年、避難所開設訓練を実施しており、避難所受付の際には既に記載してある避難者情報が見えない方法での対応を徹底するよう、個人情報の取扱いについても指導を行っております。 引き続き、避難所開設時に収集した避難者情報（避難者カード・避難所受付名簿）の管理・取扱いに十分注意するとともに、避難者の中にDV・ストーカー等被害が確認された場合は、当該避難者の情報の取扱いについて、特に配慮（当該避難者に面会を求める者の氏名、連絡先を聴取し、事前に避難者に面会の意思確認をするなど、直接接触させない等）して対応することとしております。	—	○居住地と避難所との距離等の理由により、全ての避難所において初期対応から女性職員1名以上を配置することは難しい状況ではあるが、引き続き、職員課との調整を継続していく。		
					●防災における男女共同参画意識の啓発	人権・男女共同参画課	新規	新規	○イベントや啓発展示の中で、国や県の防災ガイドブックを活用し、防災における男女共同参画の意識啓発	—	—	○防災研修会で啓発 ・プライベートテント設置 ・子育て世代に配慮した防災災害対策 ・市防災ガイドブックやパンフレットなど	B	研修会を開催する際は、人権に配慮した内容とした。	【確認】 個人情報保護法改正についての啓発の取組みについて説明してください	○避難所等においては、避難者の情報開示や個人情報の取扱を徹底するとともに、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待の被害を受ける恐れがある者が含まれる場合には厳重に個人情報を取扱う必要があることから、防災研修会を開催し、参加者に個人情報の適切な取扱いに関する啓発を行ってまいります。	—	○イベントや啓発展示の際、防災における男女共同参画の意識啓発を図る。	
					●避難所運営に誰もがリーダーとして参画するための仕組みづくり		新規	新規	○男女共同参画の視点にたった防災研修会～防災になぜ男女共同参画の視点が重要なのか～ 講師：鈴木秀洋（9/4 30名参加）	—	—					—	○男女共同参画の視点にたった防災研修会の開催		